

手話言語条例を可決

鳥取県に次いで2例目（神奈川県）

神奈川県議会は12月25日の本会議で、自民党・公明党・県政会の3会派から提出された県手話言語条例を全会一致で可決した。手話言語条例が可決されたのは都道府県レベルでは鳥取県に次いで2例目で、4月1日から施行される。

条例は「手話に対する県民の理解を深め、これを広く普及していく必要がある」としたうえで、「手話ができる者の意思疎通および情報の取得または利用のための手段としての言語であり、手話を選択する機会が可能な限り確保されなければならない」と位置付けた。

さらに県は「手話の普及等を推進する責務を有する」とし、「手話の普及等に関する施策の総合的かつ

計画的な推進を図るため、『手話推進計画』を策定し、これを実施しなければならない」と明記した。

条例成立に向けて昨年5月に5万4,000人以上の署名を集めて陳情書を提出した神奈川県聴覚障害者連盟の河原雅浩理事長は同日、100人以上の関係者と議場で条例の可決を見守った。河原理事長は「感動した。手話の普及を目指して今まで運動してきた、その土台がやっと出来上がった。これがゴールではなく、新たな出発点に立ったということ。それを肝に銘じてさらなる運動を進めていきたい」と話した。

（福祉新聞・第2699号 2015年1月12日）